

(参考2) 令和4年度 優先事項等

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき飼養衛生管理基準の事項【飼養衛生管理基準の項目番号】	優先的に指導等を実施する地域	理由	時期
牛	・感染ルート等の早期特定のための記録作成及び保管【4】	県内全域	家畜の伝染性疾病のまん延防止のため。	1年を通じて実施する。
	・大規模所有者が講ずる措置【5】	県内全域	改正飼養衛生管理基準の施行（令和4年10月1日）に対応するため。	1年を通じて実施する。
豚等	・野生動物対策【23、29】 ・飼養衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止【26、28】 ・感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管【4】	県内全域	県内に浸潤している豚熱等の発生予防及びまん延防止のため。	1年を通じて実施する。
	・特定家畜伝染病発生時の対応計画の策定【5】 (豚1万羽以上飼養農場を対象とする)	県内全域	改正飼養衛生管理基準の施行（令和5年4月1日）に対応するため。	1年を通じて実施する。
家きん	・野生動物対策【24、26】 ・衛生管理区域及び畜舎への病原体侵入防止【14、15、21】 ・特定症状が確認された場合の早期通報の徹底【34】	県内全域	高病原性鳥インフルエンザ等の発生予防及びまん延防止のため。	高病原性鳥インフルエンザの発生リスクが高まる冬季に備え、令和4年8月～11月に重点的に実施する。
	・埋却等に備えた措置【8】 ・特定家畜伝染病発生時の対応計画の策定【5】 (採卵鶏20万羽以上50万羽未満飼養農場を対象とする)	県内全域	改正飼養衛生管理基準の施行（令和4年10月1日）に対応するため。	1年を通じて実施する。
めん羊 山羊 鹿	・飼養衛生管理マニュアル作成【3】	県内全域	改正飼養衛生管理基準の施行（令和4年2月1日）に対応するため。	1年を通じて実施する。
馬	・飼養衛生管理マニュアル作成【3】	県内全域	改正飼養衛生管理基準の施行（令和4年2月1日）に対応するため。	令和4年4月～7月に重点的に実施する。